


報道機関各位

令和元年（2019年）8月30日（金）10時00分配付

項目	令和元年度秋さけ密漁防止月間の設定について
配付資料	「令和元年度秋さけ密漁防止月間」実施計画
内容	<ul style="list-style-type: none">・ 秋さけ来遊期における漁業秩序の維持及び秋さけ資源の保護培養を目的に、オホーツク総合振興局では9月及び10月を「秋さけ密漁防止月間」と定め、秋さけの密漁防止に向けた各種の取組を実施します。・ オホーツク総合振興局管内は、秋さけの沿岸来遊量が道内で最も多く、毎年、さけ釣りを目的として多数の遊漁者が訪れます。・ ルールを守って釣りをを行う遊漁者が大半ですが、一方では、密漁事犯が後を絶たない状況となっています。・ 遊漁のルールを守って遊漁を楽しんでいただけるよう、周知啓発を行っていくこととしています。
報道に当たってのお願い	遊漁者等に対する啓発のため、積極的な報道をお願いします。
担当窓口	<p>オホーツク総合振興局 産業振興部水産課 課長 坂本 達彦 (漁業管理係長 山蔦 恒夫)</p> <p>直通電話(課長) 0152-41-0654 内線 2600 (漁業管理係 0152-41-0656 内線 2621)</p> 

「令和元年度秋さけ密漁防止月間」実施計画

オホーツク総合振興局産業振興部水産課

1 目的

漁業秩序の維持及び資源の保護培養を目的に、秋さけ漁業の盛漁期における密漁事犯の防止に向けた取組を実施する。

2 実施期間

令和元年9月1日から10月31日まで

3 重点実施事項

- (1) 内水面における密漁の防止
- (2) 北海道海面漁業調整規則第42条及び第42条の2に規定する河口付近等におけるさけ・ますの違法採捕及び刺し網漁業等による密漁の防止
- (3) 北海道海面漁業調整規則第36条及び第36条の2並びに北海道内水面漁業調整規則第45条及び第47条に規定する違反採捕に係るさけ・ます所持販売の防止

4 実施方法

- (1) 指導・取締・啓発活動の実施
 - ① 河口付近等の禁止区域内での啓発活動
過去に秋サケ密漁事犯が発生した河川等を中心に監視パトロールを実施する。
(藻興部川、藻麓川、渚滑川、湧別川、網走川(港)、藻琴川、止別川、斜里川、奥薬別川)
 - ② さけ・ます増殖河川の河口付近関係機関との合同指導啓発活動の実施
必要に応じ、振興局建設管理部・市町村・各警察署・漁業協同組合等と合同で指導啓発活動を実施する。
 - ③ 各警察署及び海上保安部との合同取締の実施
- (2) 情報交換等による各取締機関との連携
各警察署及び海上保安部署との協力依頼や情報交換を図る。
- (3) 印刷物等による啓発
簡易看板やポスターを作成し、禁止区域内の適切な場所に掲示する。
- (4) 広報誌・機関誌等による啓発
市町村、漁業協同組合が発行する広報誌・機関誌等に記事の掲載を依頼する。